

令和8年3月27日

記者発表資料

令和8・9年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料は、各都道府県の後期高齢者医療広域連合で保険料率を定めています。

令和8年3月26日（木）に開催した「令和8年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会」において、令和8・9年度の保険料率が決まりました。（神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

なお、令和8年度からの子ども・子育て支援金制度の開始に伴い、従来からの医療分に加えて、子ども分の保険料を徴収します。

令和8・9年度の保険料率（算定時比較）

医療分	令和8・9年度	令和6・7年度	差引（増減）
均等割額	52,531円	45,900円	+6,631円
所得割率	10.30%	10.08%	+0.22% <small>（1.2%）</small>
被保険者一人当たり平均保険料	118,108円	106,423円	+11,685円

子ども分	令和8年度※
均等割額	1,330円
所得割率	0.25%
被保険者一人当たり平均保険料	2,910円

※令和9年度の子ども分の保険料率については、令和8年度中に算定を行い、決定します。

保険料額の算出方法*所得等の条件によって、均等割額の軽減措置があります。

医療分	令和8・9年度	年間保険料額 (限度額 85 万円)	=	均等割額 52,531 円	+	所得割額 保険料計算のもととなる所得×10.30%
		年間保険料額 (限度額 2 万 1 千円)	=	均等割額 1,330 円	+	所得割額 保険料計算のもととなる所得×0.25%
子ども分	令和8年度					

以上

(問い合わせ先)
神奈川県後期高齢者医療広域連合
資格保険料課長 服部 敦
保険料係長 守屋 大輔
電話 045(440)6710